

令和3年1月定例総会 (令和3年1月29日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和3年1月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月29日(金) 午前9時30分～10時5分

2. 開催場所 北区役所 大会議室

3. 出席委員 (18人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (1人)

委員	5番	佐藤 作栄
----	----	-------

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第2号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 4	議案第3号 令和3年度 農地等利用最適化推進施策等に関する意見について
第 5	部会報告 農政振興部会報告
第 6	報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ

いて

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に
ついて

6. 出席事務局職員

事務局 長

次 長

農地係 長

佐久間 清

島 貫 徹

浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和3年1月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、5番 佐藤 作栄委員の1名から欠席の連絡がありましたが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前9時30分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和2年12月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、11番 若林 清廣 委員、12番 曾我 護 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、追加議案第2号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第2号については、1月26日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>追加議案第2号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は3件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区神谷内 以下記載のとおり 譲受人 北区神谷内 以下記載のとおり 譲渡人 北区神谷内 以下記載のとおり</p>

地目及び面積 田36筆 20,084.53平方メートル
畑22筆 17,144平方メートル
計58筆 37,228.53平方メートル

契約内容 使用貸借

10アール当り対価 0円

通作距離 2キロメートル

譲受人の農業従事者数 4人

譲受人の経営面積 621.8アール

地域区分 農用地区域及び農用地区域外

譲渡人と譲受人は親子関係で、農業者年金の受給のため、使用貸借権を再設定するものです。

番号2番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり

譲受人 北区島見町 以下記載のとおり

譲渡人 北区島見町 以下記載のとおり

地目及び面積 田3筆 2,727平方メートル

畑1筆 525平方メートル

計4筆 3,252平方メートル

契約内容 贈与

10アール当り対価 0円

通作距離 1キロメートル

譲受人の農業従事者数 3人

譲受人の経営面積 375.02アール

地域区分 農用地区域

譲渡人は後継者である子に農地を譲るため贈与するものです。

番号3番

所在地 北区浦木 以下記載のとおり

譲受人 北区浦木 以下記載のとおり

譲渡人 北区浦木 以下記載のとおり

地目及び面積 田3筆 749平方メートル

契約内容 贈与

10アール当り対価 0円

通作距離 0.2キロメートル

譲受人の農業従事者数 2人

譲受人の経営面積 143.22アール

地域区分 農用地区域

<p>議 長</p>	<p>譲受人、譲渡人の先代の時に圃場整理があり、農地の交換を行いました。譲受人が交換で得た農地のみ所有権移転の登記を行っておらず、今回の申請で所有権移転を行うものです。</p> <p>農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第2号 農地法第3条許可申請に関する意見決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第3、議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第1号については、1月22日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。</p> <p>私、並びに職務代理も議事参与の制限に該当いたしますので、議長を事務局と交代いたします。</p>
<p>議 長 (佐久間事務局長)</p>	<p>最初に、新潟市農用地利用集積計画の決定のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、1ページから23ページの利用権設定新規のうち、7番、21番、47番、54番、65番、81番、86番、87番、89番、95番、99番、109番、110番の</p>

<p>議 長 (佐久間事務局長)</p> <p>農政振興部会長</p> <p>議 長 (佐久間事務局長)</p>	<p>13件、24ページから30ページの利用権設定更新のうち、20番、21番、26番、33番、34番、35番の6件、以上、計19件について審議します。</p> <p>つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、2番 山岸 洋子 委員、8番 小林 浩 委員、11番 若林 清廣 委員、13番 齋藤 圭一郎 委員、17番 後藤 宗一 委員、18番 本田 敏明 委員、19番 首藤 正男 委員の退席を求めます。</p> <p>(議事参与委員 退席)</p> <p>それでは、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたします。 議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明のありましたとおり、議案書1ページから23ページの利用権設定 新規のうち13件、24ページから30ページの利用権設定 更新のうち6件の計19件となります。 次に、議案書1ページから30ページの利用権設定について、申請案件のご説明をいたします。 利用権設定の譲渡人の貸付け理由は、離農及び規模縮小によるもので、譲受人の借受けの理由は、規模拡大によるものです。 農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。 以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。 なお、質疑の最初に記載ページと案件番号を告げてからご発言願います。 何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
--	--

<p>議 長 (佐久間事務局長)</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長のとおりに決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長 (佐久間事務局長)</p>	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定の案件中、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、利用権設定新規の7番以下、先ほど読み上げました案件番号、合計19件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>(議事参与委員 入室・着席)</p>
<p>議 長 (佐久間事務局長)</p>	<p>会長が戻られましたので、議長を交代いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農政振興部会長職務代理から審議の内容について報告を求めます。 なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明をいたします。</p> <p>本日の配布資料4ページの令和3年 利用権促進事業権利別実績表をお開きください。</p> <p>① 利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で147件、844,056平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は、128件697,049平方メートルです。②農地中間管理権設定は7件38,508平方メートルです。④所有権移転は2件1,920平方メートルです。⑤利用権移転は2件21,937平方メートルです。</p>

議 長

次に、議案書は、1ページから30ページをご覧ください。
利用権設定の申請案件の説明をいたします。

利用権設定の新規は99件、更新は29件の契約内容となっています。譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小等によるものです。譲受人の借受理由は、規模拡大となっています。

次に、議案書31ページをご覧ください。

所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。

番号1番 売買です。

譲渡人が離農するため、賃貸していた譲受人と相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号2番です。

譲渡人が規模縮小のため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

次に、議案書32ページをご覧ください。

利用権移転の申請案件についてご説明申し上げます。

番号1番及び2番は、これまでの借受人が規模縮小のため、新たな借受人に利用権を移転するものです。

次に、議案書33ページから34ページをご覧ください。

農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。

中間管理機構への貸付を行う7件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うもので、経営転換協力金の申請者は0名となっております。

申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき農地中間管理権の設定を行うものです。

農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。

以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。

これより、質疑に入ります。

なお、質疑の最初に記載ページと案件番号を告げてからご発

議 長	<p>言願います。 何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長報告のとおり、決するにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第4 議案第3号 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について、を議題とします。 事務局から提案の内容について、説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、追加議案第3号 令和3年度 農地利用最適化推進施策等に関する意見についてご説明いたします。 毎年2月に市長と農業委員会役員との意見交換会を実施しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となったことに伴い、これに代えまして、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、市長に対して意見書の提出を行うものでございます。 各農業委員会から1件ずつ意見をいただくもので、北区からは議案資料の後ろから2ページ目となりますが、4その他(1)もみ殻処理への対応について、を上げさせていただきたいと考えております。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。 何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>農政振興部会長</p> <p>議 長</p> <p>田村 良雄 委員</p> <p>議 長</p> <p>田村 良雄 委員</p>	<p>本案は事務局提案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第3号 令和3年度 農地利用最適化推進施策等に関する意見については、事務局提案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第5、部会報告 農政振興部会報告を議題とします。</p> <p>1月22日に農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p> <p>それでは、農政振興部会報告をいたします。</p> <p>本日の配布資料2ページをお開きください。</p> <p>先程ご審議いただきました、議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、利用権設定147件、農地中間管理権7件、所有権移転2件、利用権移転2件を審議しました。</p> <p>このほか、3月の農業委員会だよりに掲載して情報提供を行う、実勢賃借料及び農作業別機械料金・作業賃金について審議を行いました。</p> <p>実勢賃借料については、田は土地改良費を含めて600円下げ、畑は1,200円上げることにしました。</p> <p>農作業別機械料金・作業賃金については、近隣市町村と中央農業委員会の金額及び推移を参考に据え置きとしました。</p> <p>審議した内容は、最終的には北区農業振興協議会で協議をして決定されます。</p> <p>また、新潟市農用地利用配分計画(案)については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。</p> <p>皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>議長、15番 田村です。</p> <p>15番 田村委員</p>
---	--

<p>事務局</p>	<p>部会報告にも質疑応答の記載がありますが、利用権設定新規の10アール当たり50,000円の案件と49,700円の案件について、聞き取りの概要と双方の話し合いによる合意との記載がありますが、安くすると人に取られるなどの事情もあるのでしょうか。</p> <p>各案件の聞き取りにおいて、そのような事情があるとは聞いておりません。</p>
<p>田村 良雄 委員</p>	<p>昨年11月くらいから利用権設定の新規で高額な案件が見受けられるようになり、ばらつきが出てきていると感じます。農協に相談している人とそうでない人とでは、かなり開きがあるのではないのでしょうか。北地区の農協では一生懸命相談に応じていますが、豊栄地区では相談する機会もないようですので、もっと相談する機会を会長に設けていただいて、もう少し下げようをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>分かりました。 他に何かありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(その他の質問・意見なし)</p> <p>他にないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。 よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。 事務局から報告を求めます。</p> <p>専決処分のご報告をいたします。 お手元の専決処分書 41～46ページをご覧ください。 最初に、農地法第5条転用届出に関する受理について、4件専決処分しました。 次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、6件専決処分しました。</p>

議 長	<p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、9件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、13件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和3年1月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時05分</p>
-----	---

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議 長 首 藤 正 男

委 員 若 林 清 廣

委 員 曾 我 護